

平成27年5月21日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成27年5月21日(木) 午後3時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時45分
出席委員	
委 員 長	横 井 利 男
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
教 育 長	横 山 信 雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	石 井 秀 和
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	倉 松 邦 多

2 議題について

(1) 議決事項

第1 議案第51号 平成27年度教育課題の選定について

第2 議案第52号 PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について

(2) 報告事項

第1 墨田区立小学校のいじめ対応に係る損害賠償請求事件の終了について

3 会議の概要について

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は阿部委員にお願いいたします。

議決事項第 1

議案第 5 1 号「平成 2 7 年度教育課題の選定について」を上程する。

庶務課長 これは毎年、教育課題として選定した事業の進捗状況を毎月報告していくという、教育委員会の審議の活性化の一環として始めたものでございます。議案第 5 1 号の提案理由として、墨田区教育委員会の重要な事業の執行状況を把握し、執行上の問題がある場合にこれを明らかにするとともに、当該事業が計画どおり進行するよう管理するため、平成 2 7 年度における教育課題として定める必要があることとしてございます。案として 6 つの事業を挙げています。一つ目は、「学校校舎等の改築・改修事業」です。これは墨田区の基本計画において重要事業の位置付けであり、昨年度から引き続き教育課題としてしています。二つ目は、「学校 I C T 化の推進」です。学校の I C T 化は、教育環境改善策として重要なツールであること、また授業改善の重要なツールでもあるので、今年度は新規で追加しています。三つ目は、「いじめ・不登校防止対策事業」です。これは、前年度からの引き続きとなります。特に平成 2 6 年度においては、墨田区いじめ防止対策推進条例を策定したことにより、これからより体系的に取り組んでいくこととなります。四つ目は、「学力向上 3 カ年計画（新学習状況調査、教員研修等）」です。これは、前年度に引き続き墨田区における学力の向上が重要なため教育課題として挙げています。五つ目は、「幼保小中一貫教育」です。これも前年度に引き続き小 1 プロブレム、中一ギャップの解消の観点から重要であるため教育課題として挙げています。最後の六つ目は、「学校で生じている問題と対応状況」です。これも前年度に引き続きとなります。個別の事例が発生した際に報告していくということでございます。この六つの事業を教育課題として選定し、一年間その進捗状況を報告していきたいと考えています。説明は以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

横井委員長 何かご質問等はございませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第 1・議案第 5 1 号「平成 2 7 年度教育課題の選定について」は、原案どおり決定することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第 2

議案第 5 2 号「P T A 退任役員に対する感謝状の贈呈について」を上程する。

生涯学習課長 議案第 5 2 号の提案理由として、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があることとしてございます。具体的な内容については、区立小学校の P T A 協議会の役員でその職を退任される方に感謝状を贈呈するものでございます。今回、会長経験者で退任される方が 2 名、その他の役職を経験し退任される方が 1 1 名の合計 1 3 名に感謝状を贈呈するものでございます。説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

横井委員長 何かご質問等はありませんか。

横井委員長 それでは、議決事項第 2・議案第 5 2 号「P T A 退任役員に対する感謝状の贈呈

について」は、原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第 1

「墨田区立小学校のいじめ対応に係る損害賠償請求事件の終了について」、庶務課長が次のとおり説明する。

庶務課長 訴訟概要について説明いたします。原告が児童 A とその保護者、被告が児童 B の保護者と墨田区となります。原告訴状の概要についてです。まず請求の趣旨として、「被告墨田区は、原告児童 A に対し金 230 万円、原告児童 A の保護者に対し各金 50 万円、並びに各金員に対する年 5 分の割合による金員を支払え。」ということで、請求額合計が 330 万円です。また、「被告児童 B の保護者は、連帯して、原告児童 A に対し金 70 万円、原告児童 A の保護者に対し各金 20 万円、並びに各金員に対する年 5 分の割合による金員を支払え。」「訴訟費用は、被告らの負担とする。」「仮執行宣言」となっています。次に、請求内容についてです。原告児童 A は、現在、墨田区立 C 小学校(以下「本件小学校」という。)に在学している。原告児童 A の保護者は、原告児童 A の親権者父及び母である。原告児童 A は、小学校 3 年次及び 4 年次において、当時同じクラスに在籍していた被告児童 B から繰り返し「いじめ」を受け、別々のクラスとなってからもそれが続いた。原告児童 A の保護者は、本件小学校の校長に対し、当該「いじめ」被害の対応について複数回申入れをし、話し合いの場が設けられたが、「いじめは存在しなかった」と結論付けられるなど、不適切な対応及び違法な指導がなされた。この結果、原告児童 A は、心因反応を生じ、平成 25 年 9 月 2 日から現在まで不登校となっている。また、原告児童 A の保護者は、墨田区教育委員会及び本件小学校の不適切な対応により心身に不調を来している。これら原告らの精神的損害は、本件小学校及び墨田区教育委員会が著しく不適切な対応及び違法な指導を行ったことにより発生したもので、学校を設置し担任を監督する墨田区は、国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき損害賠償の責任を負う。被告児童 B の保護者は、「いじめ」を放置しただけでなく、話し合いの場において本件小学校の違法な指導に加担したので、原告らの精神的損害について、民法第 719 条(共同不法行為者の責任)に基づき賠償の責任を負う。以上が、原告らの主張の内容です。続いて、訴訟の経過についてです。平成 25 年 12 月 27 日、東京地方裁判所に当該訴えを提起しました。平成 26 年 2 月 18 日の第 1 回口頭弁論から始まり、第 5 回口頭弁論まで事実関係について、各当事者から主張を行いました。主な争点としては、原告らが主張する「いじめ」が行われたかどうか、また原告児童 A 及びその保護者に対する本件小学校の対応の適切性についてでした。平成 26 年 11 月 25 日、原告児童 A の保護者(母)、被告児童 B の保護者(母)及び本件小学校の校長のそれぞれの証人尋問が行われました。その証人尋問を踏まえ、平成 27 年 2 月 5 日の第 6 回口頭弁論において各当事者から最終準備書面が陳述され、裁判長は、これで弁論を終結すると述べました。それから平成 27 年 5 月 14 日、当事者双方に判決が言い渡されました。その判決の内容(主文)は、原告らの請求をいずれも棄却するという事、訴訟費用は、原告らの負担とするということです。つまり原告の敗訴という結果となりました。地方裁判所としては、これで事件終了ということですが、今後控訴がなされる可能性もあるので、現在その状況をみているところです。なお訴訟係争中に、原告児童 A が転校を希望したため、それを認め、現在不登校は解消されています。説明は以上です。

横井委員長 この件については、子ども同士のトラブルが必ずしもいじめではないという良い例になると思います。これはどの程度まで学校の先生方に情報提供されるのですか。個別的な事案が発生したときに、学校の先生が自信を持って指導ができるようになる手掛かりになると思います。

庶務課長 現在は、墨田区いじめ防止対策推進条例の規定がありますし、指導室を通じて学校においても組織を設置し、対策内容を整備しつつあるところですので、この事件とは別に今後このような事件が発生しないように取り組んでいくこととなります。ただ、いじめられたと主張する方の見解が、客観的に見ていじめなのかどうかケースによって異なります。今回は、いじめがあったかどうかというよりも、その行為が賠償責任に値するのかがこの判決に至ったのだと思います。これを機に、今後より一層いじめ防止に取り組んでいきたいと考えています。

雁部委員 いじめがあったかどうかという判断は難しいと思いますが、やはり日頃子ども達を見ているのは学校の先生方なので、そういうことがあった場合は、先生方が注意することは必要だと思います。わかっていて何もしないことが、一番してはいけないことだと思います。常に子どもたちが見守られているという意識をもつような取組を学校のみならず地域でも行っていく必要があるのかと思います。

坂根委員 このような件で、訴訟に至る場合と至らない場合があると思います。私どもは、訴訟に至ってから知るということではなく、それに近い場合も学校内部、指導室、我々で把握したいと思います。それが問題解決にとって一番だと思います。訴訟に至ることは望ましくないので、その前の段階で情報共有したいと思いますので、よろしくお願いします。

庶務課長 いじめ防止対策推進条例では、防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応という4つのフェーズに分けてこれから対応していくこととなります。

指導室長 いじめの捉え方は、保護者の中でも異なる部分があるので、学校からいじめの共通認識を図るため、保護者に対し情報を発信していくことが必要です。その上で、本区で作成したプログラムで未然防止、早期発見等の取組を行い、事案が発生した場合は、報告義務を課していますので、そういったことで情報共有が図れると考えています。また、学級担任が単独で行うのではなく、組織全体で対応していくということを校長会等をお願いをしています。

横井委員長 わかりました。子どもが健全な成長をする上で、子どもたちのトラブルを自分たちで解決していくことも大事な教育の中身になると思います。その点では、この判決は、そのようなことを感じている校長や先生方には心強いかと思います。適切に自信をもって指導できるようにしてもらえればなと思います。

その他

「学校選択制度の見直しについて」、横井委員長が提言する。

横井委員長 これまで懸案になっている学校選択制度について、お考えを出していただいて、一定の方向性を持ちたいと考えています。いかがでしょうか。これまでのところ、中学校については現行どおりで、小学校については見直すということで主に話し合いの中で出ていましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

坂根委員 学校が選択できるということは、選択肢の自由ということで誰しもそのことに関しては異議を唱えることはないと思います。自由ということは民主主義社会において大事ですが、選択の自由ということに関連して必ず責任が伴います。保護者が選択するうえで、自由と責任ということ

について考えていきたいと思います。

阿部委員 坂根委員の意見に賛成です。行政が義務教育を子どもたちに受けさせることの土台に、まず子どもたちが安全・安心に通学出来るということがあります。それから、本来どの学校に行っても一定のレベルの教育が受けられることが望ましいです。おそらく、通学の負担を負ってでも遠くの学校に通わせたいという背景には、学校によって多少成績や進学率が違うという意見があるからだと思います。その場合、行政としてやるべきことは、自由に選択できることは大事なのですが、もし学校の成績やレベルが違うという保護者の意見があるのならば、その学校のレベルを向上させることにエネルギーや資本を投入することが大事なのではないかと思います。そういった土台があった上で、選択出来るということが望ましいと思います。そこを飛び越してまず選択する自由が優先されるべきという考え方は、話が逆ではないかと思うのです。近年地震や災害も多いので、何かあったら保護者が引き取り、あるいは近隣で預かれるなど、子どもたちの安全・安心を優先する必要があり、選択に関し自ずとある程度の制約はやむを得ないと思います。安全・安心を確保しつつ、遠方からの通学ができる制度をつくることができればいいですが、それは現実には難しいと思います。小学校においては、隣接制が現実的ではないかと思います。

雁部委員 私も阿部委員と全く同意見です。小学校の場合は、保護者の意見として選択制を希望している方が多い現状ですが、ほとんどの子どもは学区の小学校又は隣接区域の小学校に通っています。子どもを遠方の学校に通わせているのは、ごく一部です。義務教育であるからには、多少学力差が生じて最低限のレベルは一定に保たなければならないと思います。その中で各学校の特色等を生かして教育していくことが大事だと思います。したがって、小学校の場合は、地域の役割が重要であり、子どもたちは地域によって育てられると思うので、隣接する区域の学校までとした方がいいと思います。

坂根委員 今のお二方の意見と関連して、もし災害が発生した場合、その地域の学校であれば距離から考え、安全に下校させることが可能だと考えます。それ以外の場所だと、先生方の負担も増えます。子どもを遠方の学校に通わせている保護者が、災害時に「うちの子は構いません。うちで全部責任を持ちます。」という考えがあって、それでも子どもを通わせているのかが疑問です。自由に伴う責任ということを考えて方がいいと思います。

教育長 基本的には児童の登下校時の安全の確保、災害時の対応、学校と地域の連携ということを中心にするとする点からは、少なくとも小学校は、隣接区域制が望ましいと思います。ただ一方で、学校選択制を利用している1割は遠方の学校を選択している実態があることから、一定期間の周知をする必要があると思います。例えば平成28年4月から実施することになると、既に学校公開等で動いている学校もありますので、そういったことを配慮するのであれば平成29年4月から実施することが現実的ではないかと思います。他区において学校選択制を見直したケースでも、2、3年の周知期間をとっている例があります。したがって、本区においても見直す場合は、ある程度の周知期間を設けることが望ましいと考えています。

横井委員長 義務教育においては、どこの学校でも同等の基礎教育を受けられることが大前提です。そういった意味で学区制が採用されていると思います。学区域にある学校に通うよりも、隣接区域の学校に通う方が明らかに近い場合も考えられると思います。また、担任の先生や校長の精神的な負担について、これまで話に挙がりませんでした。気になっていました。その地域の学校に通っていれば、学校もすぐに対応できるけども、遠方から通っている子どもについては、人数が少ない

にしても実際は負担が大きいと思います。いずれにしても皆さんのお考えから、小学校については、児童の安全面や教育内容などの様々な面を考慮するとともに選択の余地も残し、隣接区域制に見直すという方向で決定します。また中学校については、生徒の自主性を考慮し、現行どおりとします。問題は時期ですが、これまでの議論においては、できるだけ早くということですので、事務局としてできるだけ早く実施できるようお考えを示していただければと思います。遅くとも平成29年4月の入学には間に合うように原案を事務局で検討していただくということで、いかがでしょうか。いつごろ、原案を示していただけるでしょうか。

学務課長 議案として過去の例を参考にして提出させていただきます。その後運用については、これから検証し、詳細なものを示したいと考えています。

横井委員長 はい、わかりました。それでは、近いうちに議案を提出し、決定できるようよろしくをお願いします。それからもう一つ懸案になっていた、二次希望制については、いかがでしょうか。

教育長 これは今の話と切り離して、平成28年4月の入学からは廃止ということで対応できるかと思います。

横井委員長 それでは、二次希望制については廃止ということで進めていただきますようよろしくをお願いします。

以上で、教育委員会を終了いたします。